



国 監 告 第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年1月17日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

# 随時監査結果報告書

## 1 随時監査

### (1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

### (2) 概要

#### ① 実施期間

##### ア 事前調査

令和 3 年 12 月 8 日 (水) から令和 3 年 12 月 14 日 (火) まで

##### イ 実施

令和 3 年 12 月 20 日 (月)

#### ② 対象部局

子ども家庭部児童青少年課

### (3) 対象事項及び範囲

#### ① 対象事項

令和 3 年度国立市一般会計 (歳出)

保育所運営費委託料 (10 月 28 日支払分)

予算科目 03.02.04.12(44)

支出額 8,575,860 円

#### ② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

### (4) 手続き

① 実施通知 令和 3 年 12 月 1 日 (水)

② 資料提出期限 令和 3 年 12 月 8 日 (水)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア 国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

### (5) 監査の着眼点

#### ① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

#### ② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

エ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

## (6) 結果

対象事項を監査した結果、以下のとおり指摘する。

## 記

### 1. 概要

保育所運営委託料は、国立市保育実施委託契約書第5条により、毎月の支払い分の他に、公定価格の改定等があった場合には、保育園ごとに別途、会計年度内に差額を精算すると規定している。

対象の保育園については、令和2年度分保育所運営委託料の精算を行ったところ、追加支払いが生じたため、令和2年度差額精算分として、出納閉鎖期間内に支払った。

令和3年9月になり、令和4年度予算の積算のため、令和2年度各保育園の保育所運営委託料決算額を確認したところ、対象の保育園については、市の支払金額と保育園から提出された実績報告書の支払金額が一致せず、差額精算分の一部が未払いであることが判明した。

本件は、未払いとなっていた差額精算分を支払うため、地方自治法施行令165条の8の規定に基づき、過年度支出を行ったものである。

### 2. 原因

令和2年度の保育所運営委託料の精算については、各保育園とも運営費の改定による公定価格の単価が「令和2年4月から令和3年1月分」と「令和3年2月・3月分」では異なっていたため、担当課では、エクセルを用い、「令和2年4月から令和3年1月分」、「令和3年2月・3月分」、とそれらを「合算した計算書」の3種類を作成し、各保育園へ差額精算分の額を提示した。各保育園は、それぞれの計算書を確認の上、「合算した計算書」に基づき、国立市に差額精算分の額を請求していた。

しかし、対象の保育園に提示した計算書は、エクセルの計算式に誤りがあり、「合算した計算書」に「令和2年4月から令和3年1月分」の差額精算分の額8,575,860円が反映されていなかった。保育園側は、その誤った「合算した計算書」に基づき、市に請求してしまった。

### 3. 指摘事項

保育所運営委託料は、国立市保育所給付費支給要綱に基づき、国が定めた保育基準と市

が独自に定めている保育基準により、算定した給付費が支払われている。この給付費は、園児が保育園で安心安全な生活を過ごすために最低限必要な額である。その額が支払われないことは、保育園に支出の負担を負わせるか、場合によっては、園児が必要な保育を受けられない状態になってしまうことが懸念される。

また、過年度支出は、地方自治法第 208 条で規定されている会計年度独立の原則を例外的に緩和する措置である。

このことから以下の対策を講じるなど、再発防止に努められたい。

- (1) エクセルで作成されている給付費の計算式を点検、改善。
- (2) 他の自治体を参考にするなどシステム構築を検討。
- (3) 担当者の他にも、確認者を設置するなど確認作業の強化。
- (4) 委託料支払いの決裁においても計算書などの資料を決裁者が確認できるよう添付。

以上